

申込資格・使用の条件等について

1 申請資格

- ① 中野市民霊園聖地を使用していない方で、市内に本籍又は住所を有する方
- ② 中野市民霊園聖地を使用している方で、区画返還のために埋蔵されている遺骨を改葬しようとする方

2 使用料

埋蔵方式	使用料		管理料
	(焼骨1体につき) 申請者が市内に住所を 有する者である場合	(焼骨1体につき) 申請者が市内に住所を 有する者でない場合	(焼骨1体につき)
個別埋蔵場所に埋蔵 する場合 (許可日から20年間)	150,000円	225,000円	無料
個別埋蔵場所の埋蔵 期間を延長する場合 (10年間)	150,000円	225,000円	無料
共同埋蔵場所(地下) に埋蔵する場合	50,000円	75,000円	無料

※個別埋蔵場所の延長は1回のみしかできません。

3 使用の条件・注意事項

- ・遺骨は焼骨（分骨は不可）とします。
- ・納骨壇の使用期間は、使用の許可を受けた日から20年（延長10年まで）です。使用期間経過後は、共同埋蔵室に埋蔵（無償）していただきます。
- ・使用許可証交付時に氏名等を刻む石板（無償）を交付しますので、石板の掲示を希望する方は氏名等（戒名、公序良俗に反するもの等は不可）を刻みいただいた後に市へ提出していただければ、市で石板を墓誌板に掲示します。
- ・納骨壇の場所は選べません。
- ・生前申込の場合は、死亡時に収蔵又は埋蔵手続きをする方を決めておく必要があります。
- ・共同埋蔵室に埋蔵された焼骨は返還できません。
- ・ご遺族は、骨壺に入った遺骨を納骨壇へ収蔵又は共同埋蔵室へ埋蔵等するときに限り、納骨室に入ることができます。命日などの墓参は、参拝所をお願いします。
- ・納骨壇に収蔵する骨壺は、高さ28cm、幅24cm、奥行24cm以内で、陶磁器などの保管上適した材質とします。
- ・共同埋蔵室に埋蔵するための袋は市が用意したものを使用し、骨壺から遺骨を袋へ入れる行為は、使用者が行い、その後の埋蔵は市職員が行います。
- ・虚偽の申込や、使用権の譲渡、転貸をした場合は許可を取り消すことがあります。
- ・その他の条件等は、中野市霊園条例及び中野市霊園条例施行規則に記載してあります。

4 申請後から使用開始まで

① 使用料の納入

申請書類の審査後、使用料の納入通知書を郵送しますので、金融機関等で納めてください。
納入期限までに納入がない場合、使用予定資格を取り消す場合があります。

② 使用許可証の交付

納入確認後、「中野市霊園合葬式墳墓使用許可証」を交付（郵送）します。
遺骨を収蔵又は埋蔵する手続きが必要となりますので、大切に保管してください。

③ 収蔵又は埋蔵の手続き

遺骨を収蔵または埋蔵しようとする7日前（当該日が休日のときはその前の平日）までに、「中野市霊園埋蔵（改葬）届」を市に提出してください。（遺骨の収蔵または埋蔵する当日にお持ちいただいても結構です。）

その後、現地にて、市職員が立会いの上、収蔵又は埋蔵していただきます。

④ 収蔵・埋蔵ができる日時等

令和2年12月末日までは、平日の午前10時から午後4時まで及び各月の第2日曜日の平日と同時
間までとします。その後については、原則平日の午前10時から午後3時までとします。（これ以外の
日時等をご希望の方は市へ早目にご相談ください。）

⑤ 個別埋蔵場所（納骨壇）の使用期間を延長したい場合（希望者のみ）

使用期間の終了日までに、「中野市霊園合葬式墳墓使用期間延長申請書」を提出してください。